

自転車マナーアップ

自転車は車両です。自転車の交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

信号を守りましょう



一時停止をしましょう



自転車は
車道左側を走りましょう

原則は車道通行!



歩道は歩行者優先

車道寄りを徐行し、
歩行者に十分配慮!



自転車が歩道を通行できるのは

- ①道路標識や道路標示で指定された場合
- ②運転者が
 - 13歳未満の子供
 - 70歳以上の高齢者
 - 身体の不自由な方
- ③車道や交通の状況から見てやむを得ない場合



夜間はライト
をつけましょう



大人も子供もヘルメット
をかぶりましょう



ダメ



並列走行



携帯電話の使用



飲酒運転



二人乗り



傘差し運転

5月は、自転車マナーアップ強調月間
毎月15日は、自転車マナーアップデー



群馬県交通対策協議会

(事務局 群馬県県土整備部交通政策課)

事故に備えて自転車保険に加入しましょう

📎 自転車を取り巻く事故のリスク

事故を起こした際には、自分が怪我をするだけでなく、相手に怪我をさせたり、相手の物を壊したりすることがあります。交通事故の加害者となった場合、自転車であっても多額の損害賠償を求められるケースがあります。これらの場合に備えて加入するのが自転車保険です。

📎 自転車側が加害者となった賠償責任の例

賠償金
約9500万円

小学校5年生の少年が、坂道を自転車で下っていたところ、前方不注意により歩行中の女性に衝突。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

賠償金
約5500万円

男性が昼間、信号を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性と衝突。女性は頭蓋内損傷等で死亡した。

(東京地方裁判所 平成19年4月11日判決)

📎 自転車事故に備えるための保険

対象 対象保険の種類	事故の相手		自分
	生命・からだ	財産(もの)	生命・からだ
個人賠償責任保険	○	○	×
傷害保険	×	×	○



個人賠償責任保険には、掛け金や補償額に様々なタイプがあります。傷害保険、火災保険、自動車保険などの特約として付帯することができるものもありますので、詳しくは保険会社に御確認ください。

👉 点検整備をしましょう

- ハンドルにがたつきはないか
- ベルが鳴るか
- サドルは固定されているか
- ブレーキの効き具合
- ライトの照射
- タイヤの空気圧
- ペダルにがたつきはないか
- チェーンの張り具合
- 鍵はついているか
- 反射板はついているか
- スタンドにがたつきはないか



自転車の安全利用のために

自転車安全整備店の看板のあるお店で、定期的に自転車安全整備士による点検・整備と安全指導を受けて、点検整備済 **TSマーク** を貼付してもらいましょう。

TSマークには1年間有効の賠償責任保険と傷害保険が付いています。

点検整備の料金や補償内容など、詳しくは、自転車安全整備店にお問い合わせください。

自転車安全整備店章



TSマーク



賠償責任・傷害保険付(1年間有効)
自転車安全整備士番号